

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課</p>	<p>タクシー料金に係る経費支出何書（支出負担行為）の決裁が、タクシー使用後に行われていた。</p> <p>(1) タクシー使用日：令和2年8月19日 （金額：1,380円） (2) 経費支出何書の起案日：令和2年9月10日 (3) 経費支出何書の決裁日：令和2年9月10日 (4) 支出負担行為額：300,000円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出何書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出何書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出何書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>本事案は、当該事務について所属内における情報共有及び担当者間の引継ぎが十分になされていなかったことにより生じたものである。 人事異動等に伴う事務引継ぎが確実かつ遅滞なく行われるよう、必要な事務手続を一覧表に整理することで、チェック体制の強化を図った。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年6月8日から令和3年7月2日まで）

通勤認定の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
住宅まちづくり部まちづくり戦略室	<p>職員に対し、他に最も経済的かつ合理的な経路があるにもかかわらず、別の経路で認定されていたため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="409 573 1249 730"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年4月から 令和3年3月まで</td> <td>334,700円</td> <td>330,160円</td> <td>4,540円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	令和2年4月から 令和3年3月まで	334,700円	330,160円	4,540円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>当該職員については、適正な経路により通勤手当の認定を改めて行った。 また、過払いとなっていた通勤手当については、戻入を行った。</p> <p>検出事項が発生した原因については、最も経済的かつ合理的な経路があることを確認していたが、認定時に処理を誤ったことによるものである。</p> <p>今後は、同種の誤りを繰り返さないよう、所属職員に通勤認定の要件等について徹底するとともに、チェックリストの活用など、決裁過程でのチェック体制の強化を図り、適正な認定を行う。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
令和2年4月から 令和3年3月まで	334,700円	330,160円	4,540円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年6月17日）